

ID: 1551

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 都市整備課

処分の概要	費用の督促(第99条第4項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の8第5項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (費用の徴収) 第99条 4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。 (特定施設建築物が建築計画に従つて建築されない場合の措置) 第99条の8 5 第99条の3第3項の規定は第1項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第98条第1項及び第2項並びに第99条(第2項を除く。)の規定は第3項の場合について準用する。この場合において、第98条第2項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日